

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(5月21日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等（保育園，認定こども園，小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

【～5月31日】

原則として，全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に，開所します。

①②に該当しない世帯に対しては，家庭での保育を強く要請します。

なお，①②に該当する場合であっても，利用者の方はもとより，世帯の中で風邪の症状（発熱，咳，鼻水，下痢など）等が見られる方がいる場合は，感染拡大防止の観点から，利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため，職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害，出産，介護，その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

【6月1日～】

原則として，保護者等に対し，可能な限り，家庭保育の協力を依頼したうえで開所します。

なお，家庭的保育の協力依頼は，一旦は6月14日までとします。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し，緊急性が乏しい場合は，利用を控えていただくよう依頼したうえで，受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し，児童の状況等により，新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合は，利用を控えていただくよう依頼したうえで，受入れを行うこととします。

※ ただし，当該事業の実施が，医療体制の確保に重大な影響を与える場合等には，事業の実施主体と個別に協議・検討の上，事業を中止することがあります。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ，各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）が一定数在籍していることから，可能な限り，家庭保育の協力を依頼したうえで，就労や福祉的配慮など，保護者のニーズや各園の事情を踏まえ，受入れを実施していただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

【～5月31日】

原則として、全ての保護者が下記①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

①②に該当しない世帯に対しては、家庭での保育を強く要請します。

なお、①②に該当する場合であっても、利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えていただくよう依頼します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

【6月1日～】

原則として、保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで開所します。

なお、家庭保育の協力依頼は、一旦は6月14日までとします。

イ 自由来館事業、つどいの広場

不特定の児童間の接触があることから、感染拡大予防対策等について実施したうえで、6月以降に再開予定です。

ウ 放課後まなび教室

市立小学校が再開され次第、感染拡大予防対策等が整ったところから、順次再開します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則開所しますが、各事業者において判断するものとします。

(5) こどもみらい館

不特定の利用者の接触がある「元気ランド」については、感染拡大予防対策等について実施したうえで、6月以降に再開予定です。

なお、会議室等の貸館については、6月1日から再開します。

(6) こども体育館、青少年活動センター、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」、百井青少年村など

○ 青少年活動センター会議室等

感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月1日から再開予定

○ こども体育館、青少年活動センタースポーツルーム

感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月4日から再開予定

○ 青少年活動センター内のトレーニングルームや音楽スタジオ等
引き続き休止

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を再開するもの

以下事業について、感染拡大予防対策等を実施したうえで、6月以降に、順次再開します。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室 (所内実施型)	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期

(2) 引き続き事業を中止するもの

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康診査 (4箇月・8箇月・1歳半・3歳)	乳幼児及びその保護者	乳幼児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	各健診月1～4回
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

※ 4箇月・8箇月健診については、現在、個別健診の実施について検討中

3 その他

保育園等、学童クラブ事業については、利用者及びその家族の生活維持や社会基盤のため必要な施設であることを踏まえ、京都府の行動自粛再要請基準、注意喚起基準を目安に、以下の3段階の受入基準で対応します。

なお、受入基準を変更する際には、保護者等への周知及び保育園等の準備期間を考慮し、その都度、一定の周知・準備期間を置いたうえで、改めて周知予定です。

※ 状況が変化した場合は、別途、見直しを行います。

【受入基準（6月15日～）】

・ 行動自粛再要請段階（フェーズ赤）の場合

重点的な感染防止対策を実施する必要があることから、上記「1(1)ア」及び「1(3)ア」に記載している5月31日までの取組を実施します。

・ 注意喚起段階（フェーズ黄）の場合

感染防止対策への一定の注意が必要なことから、上記「1(1)ア」及び「1(3)ア」に記載している6月1日以降の取組を実施します。

・ 社会経済と感染防止の両立段階（フェーズ青）の場合

「通常保育」で対応します。